

那珂川町財務規則（抜粋）

（一般競争入札保証金）

第 60 条 契約権者は、一般競争入札に参加しようとする者をしてその者の見積りに係る契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 [前項](#)の入札保証金は、契約権者の発する保証金納入書により納入するものとする。ただし、次に掲げるものを担保として提供することをもって代えることができる。

(1) 国債

(2) 地方債

(3) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第 3 条に規定する金融機関が振出し又は支払保証をした小切手

3 [前項各号](#)に掲げる入札保証金に代わる担保の価値は、その額面金額とする。ただし、[同項第 1 号](#)及び[第 2 号](#)に掲げるもので割引の方法によって発行されたものについては、政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治 41 年勅令第 287 号)の例による。

（入札保証金の免除）

第 61 条 契約権者は、次に掲げる場合においては、[前条](#)の規定による入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に付する場合において、令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者で過去 2 箇年の間に町と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) [前号](#)に準ずるもので特に町長が認めるとき。

2 契約権者は、[前項第 1 号](#)の規定により入札保証金を納めさせない場合は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（入札保証金の還付）

第 62 条 契約権者は、[第 60 条第 1 項](#)の入札保証金を納めさせた場合又は[同条第 2 項各号](#)に掲げるものを入札保証金に代わる担保として提供させた場合は、入札が終了した後、直ちにこれを入札者に還付しなければならない。・・・